

2. 公共交通機関の施設

- [1] 改札口
- [2] 通路等(その他これに類するもの)
- [3] 昇降機
- [4] 乗降場
- [5] 便所
- [6] 案内標示等

□公共交通機関の施設整備にあたっての基本方針

高齢者や障害者などの生活圏域・活動圏域の拡大に対応して、高齢者や障害者などが公共交通機関を用いて自立的生活を送れるよう、その整備に努める必要がある。

高齢者や障害者など、移動に制約を有する者が駅舎などの交通施設を利用するに当たって、垂直移動に必要な箇所へのエレベーター・エスカレーターの設置、段差のスロープ化、車いす使用者等の通行のための改札口の幅員の確保などが必要である。また視覚障害者に対しては、視覚障害者誘導用床材や経路認識のための誘導設備の設置が必要である。さらに、聴覚障害者に対しては、光や大きな文字などによる音声以外の情報提供システムの設置が必要である。

それらの対策により公共交通機関の利用者の連続的な移動を確保するよう整備を進めることが望まれる。

- ・駅舎等の出入口から通路、改札口を経て乗降場にいたる経路において、障害者や高齢者等の移動に際して障害となるものがなく、かつ、安全に連続して移動できるルートが確保されていること。
- ・駅舎等に設置される券売機、便所、情報提供システム等が、高齢者や障害者を含むすべての人々にとって容易に利用できる構造かつ機能を備えていること。